

(別紙1)

令和5年度スポーツ連携事業にかかる動画制作業務委託  
企画提案競技審査基準

1 審査方法

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課に設置する令和5年度スポーツ連携事業にかかる動画制作業務委託業者選定委員会において、企画提案書類を基に審査を行う。

委員は、下記2の評価項目ごとに「大変良い」、「良い」、「普通」、「劣る」を評価基準として採点する。

各委員の評価点を合計した総合得点が最も高い企画提案を行った者を受託候補者に選定する。

最も高い総合得点を得た企画提案が複数ある場合は、委員長が優劣を決する。

企画提案者が一者の場合、各委員の評価の合計点が概ね7割以上を得た場合に受託候補者として選定する。

2 評価項目

(1) 業務の目的や内容を十分に理解しているか。

(2) 人権や性の多様性についての知識等を有しているか（知識等を活用して成果物を作成することができるか）。

(3) 広く県民に効果的にPRできる企画・内容となっているか。

- ・ 短い時間で人権や性の多様性に関心を持ってもらえる企画・内容となっているか。
- ・ 大宮アルディージャVENTUSを生かした内容となっているか。
- ・ 県民の人権意識の高揚を図る企画・内容となっているか。

(4) 実施体制や過去の実績から業務遂行能力が認められるか。

(5) 総合評価（上記（1）から（4）までの評価項目以外の審査を加味して総合的に評価）